

農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書

令和 年 月 日

農地中間管理機構

公益社団法人ひょうご農林機構理事長 宛

〒 -

住所

(フリガナ)

氏名

電話番号

※氏名及び代表者職氏名は、自署又は記名押印とする

農地中間管理事業を活用して、下記農用地等の貸付をしたいので、「貸付希望農用地等リスト」への登録を申し出ます。

なお、承諾事項については、全て同意します。

記

1 対象農用地等 別紙のとおり

2 承諾事項

- (1) 申し出のあった農用地等については、機構が市町等関係機関の協力を得て状況（現状、面積、権利関係など）を確認したうえで、「貸付希望農用地等リスト」として整理を行い、借受希望者に情報提供するとともに(公社)ひょうご農林機構 HP で農地情報（地番・地目・面積）を提供すること。
- (2) 「貸付希望農用地等リスト」に登録しても、権利は移動しないため、借受希望者とのマッチングが整い、機構が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は所有者が行うこと。
- (3) 機構から権利を転貸する農用地利用集積計画を市町が策定した場合において、当該農用地利用集積計画に記載のある農用地等に係る権利が転貸されること。
- (4) 借受者が見つからないなど、農地中間管理事業を活用できない場合があること。
- (5) 一定期間を経ても借受者が見つからない場合は、申出者に連絡のうえ、「貸付希望農用地等リスト」から削除すること。
- (6) 15 年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがあること。

【留意事項】

- ① 申し出のあった農用地等の借受希望があった場合は、申出者に確認・連絡のうえ、借受希望者との調整（マッチング）に入っていきます。
- ② 農地中間管理事業は、市街化区域外の農用地等が対象です。
- ③ 森林の様相を呈しているなど復元が著しく困難な農地や、復元しても継続利用が見込めない農地はリストへの登録をお断りする場合があります。
- ④ 機構が農用地等を借り受ける期間は、原則 10 年以上としています。

※ 申出書に記載いただいた住所、氏名などの個人情報、農地中間管理事業に活用するため、借受者、行政機関に提供する場合があります。

なお、機構が農用地等を借受けるため、市（町）が策定する農用地利用集積計画において、法令に基づき申出者の住所の市町名、氏名および借受農用地等が公表されますのでご承知ください。

貸付希望農用地等

番号	農用地等の所在地			農用地等の内容							貸付希望条件	
	市町名	大字	小字	地番	登記面積	取扱面積 ※1	水張面積 ※2	現況地目 田・畑	ほ場整備の 状況 未・済	現在の 作付作物	賃料	希望賃料
					㎡	㎡	㎡				有・無	10a当たり(円)
1												
2												
3												
4												
5												

※1 登記簿面積の一部を貸し付ける場合に記入
 ※2 賃料の算定面積とする場合に記入

番号	農用地等の状況					農用地等の利用状況 ※4		当該農用地等の貸付に当たり、同意が必要な相続人又は共有者について記載				
	土地改良の賦課金の状況			相続未了の有無		自作	貸付	相続・共有 の別	氏 名	住 所		
	賦課金名	金額	滞納の有・無	有・無	同意※3 可・否		現在の耕作者名					
1												
2												
3												
4												
5												

※3 相続人全員の同意が得られる見込みを記入してください。

※4 農用地等の利用状況に該当する項目に○を記入してください。

預ける農地が5筆以上の場合は、コピーをしてください。

【受付時チェック欄】

市街化区域外の農用地等である。
 再生不能と判定された農用地等でない。
 農地台帳に登録のある農用地等である。

※申出書に記載いただいた内容は、農地中間管理事業の業務の目的以外には利用いたしません。